

後期高齢者医療制度の健全財政運営の確保及び円滑な施行を 求める意見書

平成 20 年 4 月から施行される後期高齢者医療制度は、後期高齢者等を対象とする新たな医療制度として、円滑かつ適切に実施されることが期待されているところである。

しかし、東京都後期高齢者医療広域連合においては、国からの療養費に対する交付金が減額される見込みとなっていることから、これを補填するために当初から相当高額な保険料額となることが想定されている。このため、後期高齢者の保険料負担を軽減するために保険料額を本来ルールより低く抑えた場合、大幅な赤字財政に陥ってしまう危惧があるものとする。

稲城市議会では、後期高齢者医療制度は後期高齢者等への適切な療養給付を継続的に提供できる仕組みとして、確実な運営が保障されなければならないと考えている。

このため、後期高齢者医療制度の健全財政運営の確保及び円滑な施行を目指し、以下の事項を強く求める。

- 1 国及び東京都は、後期高齢者医療制度の実施に際して、後期高齢者への過度な負担が生じないよう適切な措置を講ずること。
- 2 国及び東京都は、東京都後期高齢者医療広域連合の構成団体において超過負担が生じることのないよう、必要な財政支援を講ずること。
- 3 国は、調整交付金を別枠にするとともに、後期高齢者医療制度における療養給付費の 12 分の 4 を確実に負担すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 9 月 25 日

稲城市議会議長 原 田 えつお